

30監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年9月19日に福岡市長から出資団体監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月18日

福岡市監査委員 阿部正剛
 同 倉元達朗
 同 谷山昭
 同 篠原俊

1 監査報告と措置の件数

30 監査公表第2号（平成30年2月8日付 福岡市公報第6464号公表）分

…3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（出資団体監査）

（工事監査）

1 公益財団法人福岡市施設整備公社

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>ア 受変電設備の積算を適正に行うべきもの</p> <p>草ヶ江小学校講堂兼体育館改築等電気工事 [No.8]</p> <p>（契約金額8,833万2,120円）</p> <p>本工事は草ヶ江小学校の講堂兼体育館の改築工事に伴う電気工事である。</p> <p>受変電設備の積算において、低圧動力盤、低圧電灯盤の単価は変圧器及び進相コンデンサを含めていたにもかかわらず、別途、変圧器及び進相コンデンサを二重に計上した結果、過大な積算になっていた。</p> <p>今後は、適正な受変電設備の積算に努められたい。</p> <p>（施設課、財政局設備課関連）</p>	<p>工事設計を担当している財政局設備課とともに、主管課として複数の職員による確認を行うことで精査体制の強化を図り、再発防止を図った。</p> <p>（施設課）</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、積算業務の精度向上に向けた課内研修を実施し、再発防止に努めている。</p> <p>（財政局設備課）</p>

<p>イ 防音シートの積算を適正に行うべきもの</p> <p>塩原小学校校舎増築その他工事 [総合評価] [No.3]</p> <p>(契約金額1億3,348万8,000円)</p> <p>本工事は塩原小学校の増築を行う建築工事である。</p> <p>仮設工事において騒音防止の必要性から契約図書の現場説明書では、外部足場(増築部分,改修部分)には防音シートを設置するように指定していた。</p> <p>しかしながら,その積算においては防音シートを計上すべきところ,誤って養生シートとネット状養生シートを計上した結果,過小な積算となっていた。</p> <p>今後は,適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>工事設計を担当している財政局施設建設課とともに,主管課として複数の職員による確認を行うことで精査体制の強化を図り,再発防止を図った。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに,建築設計・積算業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし,設計・積算及び精査業務の精度向上に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
---	--

2 公益財団法人福岡市水道サービス公社
(事務監査)

監査の結果	措置の状況
<p>賃金支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>臨時職員の賃金は,公益財団法人福岡市水道サービス公社臨時職員就業規程に基づき,その月の初日から末日までの分を翌月の15日に支給することとなっている。</p> <p>しかしながら,平成28年11月分及び同29年3月分の臨時職員(1名)に係る賃金について,支給月に計算処理を失念していたため,それぞれ平成28年12月15日及び同29年4月14日に支給できず,平成29年6月1日に支給していた。</p> <p>また,平成29年3月分の臨時職員(1名)に係る賃金についても,支給月に計算処理</p>	<p>臨時職員の賃金支出事務については,漏れなく確実に支給するために,臨時職員の採用から賃金支給までの事務処理過程すべてにおいて,新たに作成したチェック表(臨時職員の氏名,雇用期間,支給対象月を記載)を,決裁文書に添付し,担当者,係長,課長が確認することとした。</p> <p>また,賃金支給の際に使用する給与システムを改良し,システム入出力時に,新たに賃金支給対象者全員の氏名及び出勤日数入力欄を表示させることで,支給対象者の賃金算定の基礎となる勤務日数の入力漏れ防止を徹底することとした。</p>

<p>を失念していたため、平成 29 年 4 月 14 日に支給できず、平成 29 年 4 月 19 日に支給していた。</p> <p>貸金支出事務については、関係法令等に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(管理課)</p>	
--	--